

「特別活動」と「総合的な学習の時間」との連携モデルによる試行的な授業開発

岡本 信弘
(久留米大学 非常勤講師)

1 はじめに

平成30(2018)年3月に高等学校学習指導要領が改定された。その中で、教職課程の科目内容は従来の「特別活動指導法」から令和2(2020)年度から「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」へと科目構成が変更されることになった。今回の改訂を踏まえ、特別活動指導法の科目内容の学習内容について再検討が求められている。

令和4年度から教育課程においても新たな科目構成のもとで完全実施される中で、新学習指導要領では、これまでの改定とは評価基準をはじめ、大幅な改定が模索されている。これらの変化に対応する試みとして、藤田(2019)は、従来の特別活動指導法の基礎的内容を踏まえながらも、「総合的な学習の時間」の具体的な授業展開モデルを提示している。

本稿は、特別活動指導法と「総合的な学習の時間」との関連に着目し、「特別活動」と「総合的な学習の時間」との連携を目指した、試行的な授業開発を検討するものである。藤田(2019)の授業展開モデルを援用し、従来型の特別活動指導法の授業事例の中から、「総合的な学習の時間」との関連性を検討し、連携モデルの可能性を考察したい。

2 従来型の特別活動指導法を通じた授業実践

2-1 教職科目としての特別活動指導法の概要

特別活動指導法の授業事例として、授業設計の趣旨をシラバスから示したい。岡本(2019)のシラバスに掲載されている授業概要には、特別活動については、「教科『特別活動』は、教育現場では教科として教師が必ず関わる実践的教育活動である。教師の本分として実践力を身につけ、さらに指導法を教師として、また担任として活用する必要があり教育活動の中でも大きな領域をしめる活動である」と説明している。その中で「総合的な学習の時間」についても、「総合的な学習の時間は、『生きる力』を育み自らの課題を見付け、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通してよりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成する指導法も求められる」と、「生きる力」に必要な「資質・能力」を育成するために、

「横断的・総合的」な学習をこの授業で行う重要性について触れている。さらに「21世紀は、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる『知識基盤社会』の時代であると言われていた。知識基盤社会化の中で、特別活動は生徒の個性・能力の伸長、健全は心身の道徳的実践力を育成する活動であり、特別活動の企画立案から指導計画さらには総合的な学習の時間を生かした指導案・模擬授業まで、実践的なプランニングから指導法までを学ぶ（下線部筆者加筆）」と知識基盤社会の中で、特別活動での意義とその実践の場の一つとして「総合的な学習の時間」を活用する授業方法の必要性が示されている。特別活動を主体とした授業構成を教職の主課題として位置付けている。

また、学生に求める基本的知識として到達目標を設定し、「教科『特別活動』の指導を行うに当たっての原理・指導方法を学ぶとともに、総合的な学習の時間の意義と原理の基本的な考え方・指導計画と指導の評価を育成する指導法を学ぶ。さらに、高等学校の特別活動においては、ホームルーム活動・生徒会活動・ボランティア活動・学校行事など指導計画から授業実践までを解説し、自ら指導計画立案しさらには具体的な指導の仕方、指導案の作成ができる実践的人材を育成することともに、総合的な学習の時間と教育課程において果たす役割について、教科を越えて指導ができる資質・能力を持つ実践的人材を育成することを目標とする（下線部筆者加筆）」と、特別活動における具体的な活動内容を例示しながら、「総合的な学習の時間」の教育課程において「教科を越えて指導」ができる、「実践的人材を育成」することが到達目標となっていることが記載されている。教科教育が教科の窓を通して指導する教育方法であるとすれば、「総合的な学習の時間」は「教科を越えて指導」する横断的かつ応用的な思考や実践力を育成する科目であるという違いがここに説明されている。理論はもとより実践的な内容を多く含む授業内容であることがシラバスに提示されている。

2-2 教職課程「特別活動指導法」授業の基本構成

前述の岡本（2019）の授業計画には、学校の特質と学校の実態を考慮した15回の授業設定がなされている。表1が15回の基本的な構成である。受講者の多くが、高等学校普通免許取得希望者が多いことをから、高等学校における教科「特別活動」の内容を中心とした授業内容となっている。

学習の到達目標については、前述したように教師としての実践力を培うことを目標としている。そのため、各授業における授業内容のテーマ設定や、高等学校学習指導要領「特別活動」の告示で定められた「ホームルーム活動・生徒会活動・学校行事」の理論的な位置づけと、今日的意義をについて議論ができるような内容が対象となっている。教科外活動としての特別活動の必要性を教師の立場として学習し、実践すべき教科内容であることが理解できる内容に主眼が置かれている。

表1 特別活動指導法授業計画(2018)

時間	講義内容
1	高等学校学習指導要領の特別活動について
2	特別活動の特徴と今日的意義
3	特別活動の教育領域における変遷
4	学校教育と特別活動
5	特別活動の目標と目標の具現化
6	特別活動の基本的な性質と教育的意義
7	特別な教科「道徳」と特別活動
8	学校行事の目標と内容
9	部活動・生徒会活動の実践
10	就業体験学習の意義と活動の実践
11	学級（ホームルーム）活動の指導の工夫
12	特別活動における教材研究法と指導案の作成方法
13	特別活動の模擬授業と評価
14	特別活動の指導案作成方法と内容の検討
15	特別活動の評価について

2-3 「特別活動」と教育領域の変遷

「特別活動」と「総合的な学習の時間」が今回の改定で注目されるようになったのか。そこには、「特別活動」の本来持っている教育的意義の歴史の変遷が挙げられる。ここでは、学校文化と「特別活動」の変遷を簡単に概観したい。

日本における学校文化の理解と背景は、「特別活動」を理解する上で重要な背景となっている。特に教科としての位置づけをもつ「特別活動」の指導方法は、日本の学校教育における「特別活動」の成り立ちを理解することから始まる。

授業の中では、歴史観について教師が理解すべき内容として、公教育としての「特別活動」については、明治以降の「修身」をはじめとした日本の教育観・協同と社会性の育成、歴史の変遷から、今日に至る学習指導要領の「特別活動」の教育目的内容・方法を授業で展開する必要がある。日本独自の教育観は、明治以降、日本の教育を定着させるためには公民的資質の養成が必要であったこと、それを教師が担っていたという歴史的背景がある。

また、戦後における教育改革の中で、教師サイドが生徒に民主化と公的資質の意識を醸成するためには、生徒が自治能力を発揮し主体的学習を行う場として、「特別活動」の前身である「特別教育活動」が必要不可欠であった。

さらに教育課程として位置づけられた教科外活動は、昭和33年(1958)の学習指導要領改訂において、教育課程の中で「特別教育活動」の学校の自由裁量権が限定されること

になった。学校行事等が「特別活動」に設置されることで、生徒指導などの教育的機能を「特別活動」が持つこととなったことを理解する必要がある。

また、1960年代には「特別活動」は学校行事と統合され再編された。「特別活動」が持つ機能の多様化が、教育レベルの向上と国家意識を高めるための方策として活用されたのである。その後、戦後の民主主義の導入は教育改革に合わせて「自治的活動」の機能を主体とした特別教育活動として編成され、前述の昭和33（1958）年（の改訂ではホームルーム（学級）活動における生徒指導や進路指導機能の強化など、時代背景とその時折に出される社会の要求に沿って「特別活動」が時代とともに変化してきたのである。

このように「特別活動」は、望ましい集団における生徒の主体的活動という教育のみならず、教科学習による知識偏重の教育活動を超えた、学習としてとらえる必要がある。また社会適応能力と社会性を主体とした学習機能を持ち、人として在り方生き方を改めて集団の中で学ぶことは意味深いものとなっていることから「生きる力」を醸成するものとして注目されつつある。

日本の学校教育の基盤として、また教育の要としての学制（1872年）から「特別活動」は存在し、新時代の幕開けとした明治維新では富国強兵の下で生徒会活動やクラブ活動、学校行事に関しては、近代国家的形成のための手段として、学校教育の中に取り込まれていった。そして現在まで受け継がれている日本の学校文化を育成する教育活動の一つとしても機能している。

これらの歴史的な背景を踏まえつつ、教職課程の授業の中で「特別活動」の内容を展開することで、科目の重要性と必要性を認識することが可能となると考える。

2-4 特別活動と指導計画

高等学校学習指導要領（平成21年3月）によると、特別活動の目標は、「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う」と示されている。具体的な特色として「一人一人の生徒が様々な集団に所属して活動することにより、生徒の人間関係が多様になり、生活経験も豊富になる」こと、「様々な集団による活動を通して、好ましい人間関係を形成するために必要な能力や態度、所属する集団の充実向上に努めようとする態度、社会の一員としての自覚と責任ある態度、人間としての生き方を探求し自己を生かす能力や態度などが養われる」こと、「実際の生活体験を通して教師と生徒及び生徒相互の直接的な触れ合いが緊密になり、学校や学級の生活が明るく豊かになり、しかも有意義な変化をもたらす」こと、「『なすことによって学ぶ』ことを通して、教科等で学んだことを総合化し、生活や行動に生かすという自主的、実践的な態度を育てる」という特性を持つ教科であることが提示されている。『なすことによって学ぶ』は、デューイの経験学習の理論に基づくものでもある。

学習指導要領に示された「特別活動」は、学校の重点目標から各校務分掌・学年の重点目標の設定とともにその目標達成を行うための目標管理の設定を教師自ら行うことを

求めている。教職課程を履修する学生も、この学習指導要領に掲げられた教育目標を理解し、企画運営能力を持つ教師として必要な資質と能力を自ら持つだけでなく、指導者として生徒にその力を育成するために必要な具体的な指導計画を作成することも求められる。教育委員会に提出する（様式7）の「特別活動に関する学校全体の指導計画」の例を示したのが表2である。

表2：教育委員会提出例

(様式7) 平成○年度 特別活動に関する学校全体の指導計画		
高等学校		
【目標】 ・学校生活における体育行事・文化行事を活発に行い、心身共に健全で、心情豊かな人間の育成を図る。 ・ホームルーム活動や生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、よりよい生活作りのための実践的な態度の育成を図る。		
1年	2年	3年
歴史と伝統を認識し、本校生徒としての自覚と高校生活への適応を図る。 正しい学習態度を養い、相互理解により活気あるホームルームづくりに取り組む姿勢を育てる。	心身の健康と学習の充実を図り、自主的に問題の解決を行っていかうとする積極的な態度を養い、社会に対する関心適切な進路選択ができる資質を育成する。	最高学年としてのよきリーダーシップを身につけさせるとともに、人間として望ましい生き方を考えながら自己の個性を把握し適切な進路決定を実現させるとともに、将来につながる資質・態度を育成する。

出所) 福岡市教育委員会指導計画より作成

このような科目特性から、現実的な観点からも、「特別活動」の実施・運営を行う担任教師の資質と力量によって「特別活動」の成果が異なることもある。

また指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにすることが求められる。「特別活動」は、教科として位置づけられてはいるものの、学校の創意工夫により各校務分掌から全体計画・年間指導計画の立案との関連性が可能となり、運用面ではホームルーム担任がすべての「特別活動」にかかわりを持つ内容となっている。

2-5 学校運営と特別活動

本来、学校を円滑に運営するためには、学校行事および生徒会活動は教師と生徒を結ぶ重要な役割を持っている活動である。特に学校行事は、入学式、卒業式、体育祭（運動会）、研修（修学旅行）、文化祭などの活動を通して生徒自身が得られる満足感・充実感、学校での生活のみならず日本の学校文化・教育そのものへの印象やその後の家庭教育の展開に直結する活動である。

しかしながら「特別活動」の持つ学校行事のおよび生徒会活動に関する効用の実態は、教師側の認識として他の教科と比べても重要視されていない傾向にある。

また、「特別活動」の課題は、学校生活の充実や楽しさにつながっている反面、効用が明確に提示されないことから資質能力の育成には必ずしもつながっていないことがい

くつかの先行研究からも指摘されている。今泉（2014）は、「学校や教師へのコミットメントの低下である。学校行事や学級活動、その基盤となる学校秩序への意識低下、教員への関わりの弱体化といった事態は、教員の側からすれば学校経営上危機的な状況であり、その意識は高い」と教師が学校行事等に対するコミットメントの低下を指摘している。さらに、続けて「この状況に対しては生徒の抱える社会性の問題状況として捉える傾向は強いが、実際には生徒の社会性の低下と学校的秩序からの離脱という両面から捉えることが可能である」と、学校行事に関しては、集団行動の意義、生徒指導とのかかわりなどの教育的効果を十分に議論することなく実施されてきたという問題を述べている。現場の教師の認識についても、本来、教科外活動としての「特別活動」に関して、年度当初の全体計画の中で行事計画が議論されるものの、具体的にどのような教育的効果を目的としているのか、成果は何なのかを議論することもなく流れ作業的に行事が進行される傾向にある。

この状況について今泉（2014）は、「一見学校の『おまけ』のように存在しているかにみえるこれらの活動は学校の有り様に大きな影響を与えている」と「特別活動」が「おまけ」のような位置づけに捉えられている現状を示している。このような教科外活動軽視の実態は、学校教育の主目的を「特別活動」は教育課程として生徒の多様な能力を育成する機能を第一義としながらも、一方で学校教育の基盤となる学校生活、学校文化、学校集団などの醸成装置としての機能をもつ教科外教育であることの視点が欠如していることから生じているものと考えられる。学校教育の現実的な課題として、学校運営面から「特別活動」の重要性を現場の教員は認識する必要がある。

さらに、「特別活動」に関しては教科外活動という側面から、教員にとっては負担・負担感が大きい活動となっている。例えば文化祭や体育祭では、正規の授業時間以外に教師の事前準備が必要となる。保健・安全面から教師自身が指導助言を行う場合、同時に安全面や指導について放課後の時間を利用して継続して行うことが必要となってくる。また、研修旅行・集団宿泊行事等では、当日以外に事前指導・事後指導や下見といった教師への負担も大きい。教師の多忙感が指摘されるなか、「特別活動」は活動だけの時間だけでなく、その前後の準備や残務処理等で多くの時間や労力を必要とするという問題があり、それが特別活動の活性化に繋がっていない点も指摘されている。また、田中・佐久間・佐藤（2018）は、「教員は通常の授業（教育活動）及び校務分掌に加え、学校行事などの諸活動の準備を校内のみならず校外とも協働して行っている。準備のための時間は、子供たちへの教育活動のためには必要不可欠ではあるが、準備等に教員の労力が割かれている」と、時間・労力負担感の実情を指摘している。これらの教師にかかる時間・労力の負担が、教育領域だけではなくワークバランス的にも崩れているという指摘もなされている。

2-6 特別活動の指導案と評価

「特別活動」の指導案については、様式等は学校によって異なるものの、下記の点に留意し作成することで、固定的な書式はなく、指導者が自分の考えや提案を具体的に表現するのに適した書式を選択することができる。ただし、少なくとも、次の表3に示す点

は学習指導案から読み取れるようにすることが求められている。

表3 「特別活動」指導案作成時の留意点

1 指導者が学習内容及び生徒をどのように理解して、授業を計画しているか。 2 年間指導計画、事前・事後の中で本時はどのように位置付けられているか。他の題材や教科・科目等との関連は何か。 3 生徒の学習活動をどのように予想し、具体的にどのような手だてがなされているか。 4 授業の中に評価がどのように位置付けられているか。 5 研究主題が設けられている場合には、研究主題との関連について項目を立てて述べる。
--

出所) 岡山県総合教育センター 「高等学校特別活動学習指導案の形式」より作成

学習指導要領では、「特別活動」を通して育てたい力を一層明確にするために、全体の目標に「人間関係」を加えるとともに、各活動・学校行事を通して育てたい態度や能力も新たに目標として示されている。

「特別活動」の評価方法については、初等中等教育段階では、初等中等教育局長通知(平成22年)において、学習指導要領の目標及び「特別活動」の特質等に沿って、各学校において表4を参考に評価の観点を決め、各活動・学校行事ごとに評価することについて示されている。

また、全校または学年を単位として行う活動が多いことから、その評価にあたっては、評価体制を確立することも求められている。そして、評価を通じて教師が「特別活動」の指導過程や教育方法の見直しを行い、効果的な指導方法を改善することも評価のもう一つの目的となっている。

表4 小・中学校指導の観点およびその趣旨

集団活動や生活への 関心・意欲・態度	集団の一員としての 思考・判断・実践	集団活動や生活について 知識・理解
学級や学校の集団や自己の生活に関心を持ち、望ましい人間関係を築きながら、積極的に集団活動や自己の生活の充実と向上に取り組もうとする。	集団の一員としての役割を自覚し、望ましい人間関係を築きながら、集団活動や自己の生活の充実と向上について考え、判断し、自己を生かして実践している。	集団活動の意義、よりよい生活を築くために集団として意見をまとめる話し合い活動の仕方、自己の健全な生活の在り方などについて理解している。

出所) 初等中等教育局長通知(H22.5.11)で例示された「評価の観点及びその趣旨」より作成

また、指導要録における「特別活動の記録」の欄については、高等学校と中学校とは記載の場面が異なる。中学校の指導要録参考様式を示したのが表5である。初等中等学校における評価基準算定については各学校の自ら定めた「特別活動」全体に係る評価の観点を

表5 中学校指導要録(参考様式)

特別活動の記録					
内容	観点	学年	1	2	3
			学級活動		
生徒会活動					
学校行事					

出所) 文部科学省「中学校指導要録(参考書式)より作成

記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の

状況にあると判断される場合に、○印を記入すること定められている。初等中等教育局長通知においても、学習指導要領の目標及び特別活動の特質等に沿って各学校において評価の観点を含め、各活動・学校行事ごとに評価することについて示されている。

それに対して、高等学校における生徒指導要録に関する記載については、評価に当たっては、知識や技能のみの評価など一部の観点に偏した評価が行われることのないように、「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」及び「知識・理解」といった観点による評価を十分踏まえながら評価を行うことが提示されている。評価が教師の主観に流れて妥当性や信頼性等を欠くことのないよう学校として留意することはもちろんである。しかし、学習指導要領第1章の第5款の5の(12)(平成21年)においては、「生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること」と記載されているが具体的な評価内容にまで踏み込んだ表現はなされず、努力目標として「評価に当たっては、各活動・学校行事について具体的な評価の観点を設定し、評価の場や時期、方法を明らかにする必要がある」（平成21年）と、事実のみの記載を中心とした記録にとどまっている。このように中学校と高等学校では、記載内容も異なることが分かる（表6）

表6 高等学校生徒指導要録記載例

備	特別活動の記録			
	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
総合所見及び指導上参考となる諸事項				

出所) 高等学校学習指導要領 (H23 年) より作成

3.新学習指導要領と特別活動

教職課程における「特別活動」に関する授業内容は、学習指導要領の改訂実施の前に新学習指導要領を視野に入れた変更が求められる。学習指導要領の改訂に則した教職課程の科目についても、再課程認定の際に「特別活動指導法（内容的には総合的な学習の時間を含む）」から、「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」へと科目名変更がなされた。

科目の目的・概要においても岡本（2019）の「特別活動」のみを対象としたものから「特別活動」と「総合的な学習の時間の指導法」との連携を視野にいれたものへと拡大する変更を行った。2019 年度までの「特別活動」と「生徒指導（道徳を含む）」に加え、横断的学習に対する学習・指導内容と「特別活動」へと授業の在り方の改善を行っている。これらの変更を反映した 2020 年度実施予定の授業計画を示したのが表 7 である。

表7 2020年度授業内容

時間	学習内容
1	中学校・高等学校学習指導要領の特別活動及び総合的な学習の時間について
2	特別活動及び総合的な学習の時間の特長と意義と原理
3	特別活動の教育領域における変遷と総合的な学習の時間
4	特別活動の目標と目標の具現化の方策
5	特別の教科「道徳」と特別活動
6	学校行事・学級（ホームルーム）活動・生徒会活動を通じた特別活動の実践
7	学級（ホームルーム）活動の指導の工夫
8	特別活動における教材研究法と指導案の作成方法
9	特別活動の模擬授業と評価
10	特別活動の指導案作成方法と内容の検討
11	総合的な学習の時間の全体目標と目標の具現化の方策
12	総合的な学習の時間における探究的な学習の過程と実践
13	総合的な学習の時間の単元計画
14	総合的な学習の時間の指導計画作成の考え方

最も顕著な改善点は、教科「特別活動」の指導を行うに当たっての原理・指導方法を学ぶとともに「総合的な学習の時間」の意義と原理の基本的な考え方・指導計画と指導の評価を育成する指導法を学ぶところである。さらに、高等学校の「特別活動」においては、ホームルーム活動・生徒会活動・ボランティア活動・学校行事など指導計画から授業実践までを解説し、自ら指導計画立案を行う。さらには具体的な指導の仕方、指導案の作成ができる実践的人材を育成することともに、「総合的な学習の時間」と教育課程において果たす役割について、教科を越えて指導ができる資質・能力を持つ実践的人材を育成することを目標とする点である。

3-1 教科「総合的な学習の時間」

平成10年7月 教育課程審議会答申において、「総合的な学習の時間」は、「各学校が地域や学校の実態等に応じて創意工夫を生かして特色ある教育活動を展開できるような時間を確保することをはじめ国際化や情報化の社会変化に主体的に対応できる資質や能力を育成するために教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習をより円滑に実施するための時間を確保すること」が創設の趣旨として記されている。（この新たな科目としての「総合的な学習の時間」のねらいは「自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること」であり、「学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること」、そして「各教科等で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、総合的に働くようにすること」が授業運営に課せられていた。

この流れを受け、高等学校学習指導要領告示（平成11年）では、「総合的な学習の時間」が創設され、高等学校学習指導要領（平成29年）ではさらに「総合的な探求の時間」と教科名の変更がなされた。

また小・中学校における「総合的な学習の時間」の取組を基盤とした上で、各教科・科目等の特質に応じた「見方・考え方」を総合的・統合的に働かせることに加えて、自己の在り方生き方に照らし、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら「見方・考え方」を組み合わせて統合させ、働かせながら、自ら問いを見だし探究する力を育成するように変化していった。

「総合的な学習の時間」の目標は、「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方（高等学校では「在り方生き方」）を考えることができるようにする」を主体としたものとなっている。つまり、「生きる力」を育むための応用力を育成する科目として期待されていたのである。

3-2 教科「特別活動」と教科「総合的な学習の時間」の関連

新学習指導要領の改訂の趣旨は、「特別活動」の目標にも大きな影響を与えている。「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」という3つの視点を手掛かりとしながらも、「資質・能力の三つの柱に沿って目標を整理」という方向性を示している。

これらを実現する学習過程として、「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して」教育活動によって、資質・能力の育成を目指していることが改訂の趣旨となっている。

さらに、従来型の評価の4観点評価から評価基準を具体的に提示した点が変更点である。特に高等学校においてはこれまであいまいな事実の記録にとどまっていた評価基準が、明確化されたことは大きな変化であろう。そのような中で、従来の「特別活動」と「総合的な学習の時間」の関連性を検討してみると、「総合的な学習の時間」における学習活動は、「特別活動」の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合がある。「総合的な学習の時間」で実施されてきた活動をそれに相当する「特別活動」の学校行事等に置き換えて運用することが考えられる。つまり、これまで「総合的な学習の時間」と「特別活動」で別々のものとしてとらえられていた体験活動を同様の成果が期待できる場合のみ、両者を同じ活動として読み替えることが可能という解釈ができる。しかし、特別活動の学校行事を「総合的な学習の時間」として安易に流用して実施することを許容しているものではないという指摘もある。「特別活動」と「総合的な学習の時間」そして「道徳」と連動した科目運営や体験活動が学校現場に求められていることは、学習指導要領（2017年告示）においても指摘されている。それは「特別活動」の「指導計画の作成と内容の取扱い」において顕著にみられる。各教科、道徳科、「総合的な学習の時間」などの指導との関連を図ることは、期待されており、教科「特別活動」は、領域横断的に各教科、道徳科、教科「総合的な学習の時間」などとの連携・連動を図ることが今後さらに求められてくるであろう。

3-2 各教科と特別活動と総合的な学習の時間との連携

学習指導要領においても前述の各教科、道徳科、「総合的な学習の時間」などの指導との関連を図ることが指摘されるようになった。これらの科目の位置づけをどのように扱っていくかが課題となってくる。そこで藤田（2019）は主体的な学びの場としての要となる科目を「特別活動」として位置づけ図2のような科目間の配置モデルを示している。また、「自分を見つめなおし社会性をどのように身に着け、全人教育を享受する場において、自ら「決める」ためのトレーニングの場」として「特別活動」を位置づける必要があること、「個人としての意思決定」を培うだけでなく、「キャリア教育の要」としての機能を「特別活動」に期待していることをさらに指摘している。このモデルの先には、2020年度から導入が予定されているキャリア・パスポートの活用が視野に入れられている。

さらに、藤田（2019）は「特別活動」が各教科をつなぐ要となる科目の有用性について

「日本が世界に誇るべき教育活動」である理由を平成28年12月の中央教育審議会答申を例に挙げながら「特別活動に関する指導力は、免許状がないこと等から専門性という点で軽く見られがちであるが、本来、小・中・高等学校の全ての教員に求められる最も基本的な専門性の一つであることを述べている。また、「特別活動」と「総合的な学習の時間」の関係を、「専門の

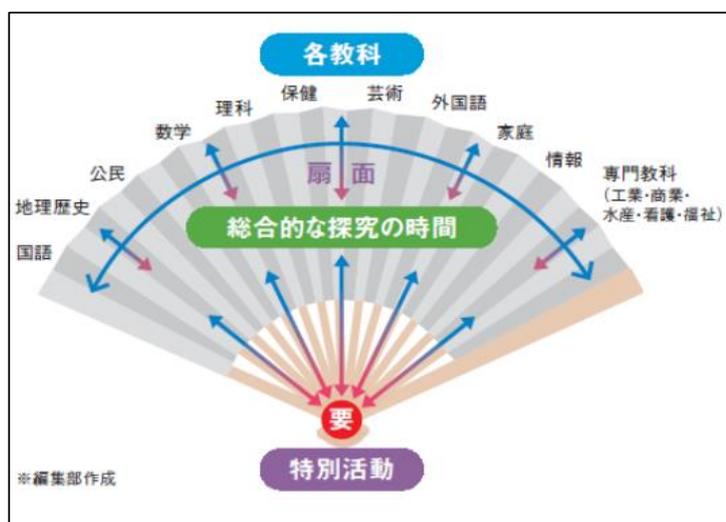


図1 特別活動を要とし、教育活動全体で取り組むキャリア教育のイメージ（藤田モデル）

学問領域を超え、総合的・横断的で探究的な学びをデザインする『総合的な学習（探究）の時間』や、生徒の自主的・実践的な学びを支援する『特別活動』を指導できること』の重要性を説き、それが「子どもたちを狭い領域に閉じ込めず、さまざまな『知』に対して目を開かせ、自分の内側との往還関係を促すなかで、全人的な成長を支援できること』につながることを説明している。この「往還関係を促す」ことを支援するのが教師の役割である。教師は「特別活動」を運営することで、「自分は何者なのかに気づいていく」キャリア支援を行い、生徒が「決める」までのプロセスを共有する時間を「特別活動」などの授業を通じて創造することが、求められてくる。そして、教師には、その創造性を培う授業を企画する資質・能力が求められてくる。図1には、「特別活動」と「総合的な学習の時間」の関係だけでなく、各教科も含めた全体像も示されている。教科の窓を通してみる教科教育の概念が根本的に転換する考え方、教育方法が今後期待されるが、その象徴となるのが「特別活動」や「総合的な学習の時間」である。

4 まとめ

教育をするということは何を意味するのか。教育の本質は学校と社会を結びつける大切な場であり、そこに指導助言すべき教師が存在する。教師は生徒に教科教育を行うと同時に公共性と社会性を身につけさせ、発達段階ごとの成果を上げていかなければならない。教師としての力量と資質を育成するためには、教職課程の中で教師としての基本的な理論と実践力を身に着けさせることが必要である。

その中でも、教科外活動として生徒を成長させるための「特別活動」と「総合的な学習の時間」を活用した学習は、「生きる力」につながる能力形成の場ともいえる。藤田（2019）モデルのように、「特別活動」を教育の要とした教育活動は、今後、教職課程では必要なモデルとなるであろう。横断的な科目設計を授業の中においても活用していく必要が今後求められる。

引用・参考文献

- 岡本信弘（2019）久留米大学 シラバス「特別活動指導法」
- 日本特別活動学会監修（2010）『新訂キーワードで拓く新しい特別活動ー小学校・中学校・高等学校学習指導要領対応ー』東洋館出版
- 文部科学省『高等学校学習指導要領』（2010年3月）
- 『高等学校学習指導要領（解説 特別活動編）2010年2月）
- 文部科学省 「学制の制定百二十年史」学制の制定
- https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318221.htm（2019年12月30日取得）
- 文部科学省 教育課程部会特別活動WG（2017）資料6「特別活動について」
- 今泉朝雄（2014）「特別活動における子どもの現代的変容と学校の課題」日本大学教育学雑誌、第50号、pp.128-129
- 田中真秀・佐久間邦友・佐藤典子（2018）「特別活動の指導に関する学校現場の多忙感に関する研究ー学校行事に焦点を当ててー」『川崎医療福祉学会誌』Vol. 27、No. 2、pp.347-357
- 藤田晃之（2019）「自分で決める、他者と決めて実践する。そのプロセスを学ぶ場が『特別活動』」キャリアガイダンス Vol.427、pp.18-21、